

ベトナムにおける販路拡大支援事業企画運営業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2. 審査の実施

- (1) 見積書合計金額が委託料を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (2) 審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての応募者に通知する。
- (3) 応募者には、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細（会場、時間等）については、後日各応募者へ電子メールで連絡する。
 - ① 応募者からの説明（20分程度）、応募者への質問（10分程度）とする。
 - ② 出席者は、配置予定の管理者及び主担当者は必ず出席し、パソコン等の操作者を含め合計4名以内とする。なお、ヒアリング出席者の氏名を記載した一覧（任意様式）を、ヒアリング実施前日の午後4時00分までに工業振興課工業政策係に提出すること。
 - ③ 配置予定の管理者及び主担当者がヒアリングに出席しない場合は、参加を辞退したものとみなし、原則として失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席できない理由を記載した書面（任意様式A4版）を、ヒアリング実施日前日の午後4時00分までに工業振興課工業政策係へ提出すること。
 - ④ 企画提案書類のプレゼンテーション及びヒアリングの受け答えは、配置予定の責任者または主担当者が行うこと。
 - ⑤ 補足資料の配布及び使用は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に応募者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。

3. 審査方法

委員会において、各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い応募者を受託候補者として特定する。（同点の場合は委員長が決定する。）

ただし、各審査委員の得点の平均が100点に満たない場合は、その限りではない。

4. 審査基準

四日市市が設置した「ベトナムにおける販路拡大支援事業企画運営業務委託プロポーザル審査委員会」が厳正な審査を行い選定する。審査項目は次ページのとおりとする。（合計200点）

○審査項目

以下に掲げる「評価項目及び配点」並びに「評価の基準」に基づき、各委員がそれぞれ基礎点について採点を行い、最も高い得点の提案者を優先受託候補者とする。

評価項目	評価の基準
実施体制 (提案様式2)	事業全体を統括する責任者と各業務の担当者が明確であり、本業務を遂行する上で必要な知識及びノウハウを有しているか。
類似業務実績 (提案様式2)	過去の実績から、業務を遂行するために必要な知識等を有し、事業遂行能力が十分であるか。
業務の実施方針 (提案様式3～7)	今回の業務目的を理解し、四日市市とベトナム・ハイフォン市との経済交流促進及び販路拡大を意識した提案となっているか。
提案内容 (提案様式3～7)	参加事業者の販路拡大を支援する上での課題(例:現地の商習慣、法規制、物流など)を的確に捉え、その解決策が提案されているか。
	仕様書に記載された各業務(事前説明会、四日市フェア、商談会、ハイフォン市市内視察)について、具体的で実現可能な計画が示されているか。
	ベトナムにおける既存の販売経路を有し、販売実績のある四日市市関連商品の販売施策が具体的に示されているか。
	提案内容が本事業参加者に効果的な内容であるか。
	商談会に参加する現地企業数及びフェアへの来場者数が多く見込めるか。
	フェアにおける試飲試食や体験型イベントなど、購買意欲を高めるための企画が魅力的で、実現可能か。
	ビジネスレベルの通訳を適切な人数手配できるか。また、事前に商品や企業情報に関するレクチャーを行うなど、質の高いコミュニケーションを担保する工夫があるか。
	事業実施後のフォローアップ体制が明確で、本事業参加者への継続的な支援が見込めるか。
スケジュールの妥当性	業務量を適切に把握し、スケジュールに妥当性があるか。
参考見積	費用対効果の観点から、見積額及び積算内訳、根拠が妥当であるか。
	参加事業者が8者を増減した場合の費用(追加料金や減額措置)や対応方針が合理的かつ明確に示されているか。